

中期的な財政改革の具体的取組と効果額

個別の事務事業の具体的な取扱いは、最終的には各年度の予算編成を通じて決定

項	目	収支改善目標額 概数
行政の効率化・スリム化		100億円程度
1	総人件費の抑制	} うち 90億円程度
(1)	給与の縮減・見直し	
	給与カット	
	特別職(H16.4.1～H19.3.31)	
	知事：20%	
	副知事・出納長・常勤の監査委員・教育長：15%	
	議員(H16.4.1～H18.3.31)	
	議長：20%、副議長・議員：15%	
	一般職	
	(H16.8.1～H17.3.31)	
	部次長級：10%、課長級：8%、その他：4～5%	
	(H17.4.1～H19.3.31)	
	・部次長級：10%、課長級：8%、その他：6%	
	・諸手当に連動	
	手当の見直し	
	時間外勤務手当の縮減	
	・上限時間の設定	
	(対前年度比H16：15%、H17：20%、H18：25%)	
	・週休日振替の促進、ノー残業デーの遵守など	
	退職手当・寒冷地手当・特殊勤務手当等の見直し	
(2)	定員削減・その他	
	H20までに500人削減	
	計画を10年間から6年間に前倒し	
	嘱託職員、臨時職員の削減	
2	内部管理経費の縮減	} うち 10億円程度
(1)	県立機関の見直し	
	地方機関、県立学校、警察署の統廃合	
(2)	その他	
	庁舎清掃等施設管理経費、電子システム運用経費、被服貸与等福利厚生関係経費、公用車などの内部管理経費の縮減	
3	外郭団体の見直し	} うち 10億円程度
	団体の統合等あり方の見直し(H15見直し：15団体)	
	人的・財政的関与の縮小	
	外郭団体における事務執行等の見直し	
	・「公の施設」の管理運営における指定管理者制度の導入(平成17年4月)により、サービスの向上やコスト縮減を図る	
	・「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づく経営評価の実施を通して、外郭団体の事務事業見直し・効率化を図る	

項 目	収支改善目標額 概 数
<p>事務事業の見直し・削減</p>	<p>200億円程度</p>
<p>1 重点化予算枠 (重点化方針に基づき全庁的視点に立って実施する施策) 平成16年度重点プロジェクト事業採択分について、現計画の実績等を検証の上必要な予算枠を確保</p>	<p>〔 ~150 億円程度〕</p>
<p>2 特別需要枠 (年度間変動が大きく臨時的な特別の需要に対応する施策) 事業ごとに個別に精査・見直し</p>	<p>うち 20億円程度</p>
<p>3 地域予算枠 (地方機関の多様な発想により地域課題に取り組む施策) 必要な予算枠を確保</p>	<p>〔 県単独施策 の廃止・縮 減か、超過 課税による 増収かを選 択〕</p>
<p>4 公共事業枠 (補助公共、県単公共、直轄事業負担金) 補助公共・単独公共について、平成20年度までに事業費を半減することを目途として、当面平成18年度までに補助公共・単独公共あわせて30%程度(平成16年度対比)削減 削減に当たっての考え方 長期的な事業計画に基づく事業継続性の確保や地域経済・雇用に与える影響等を考慮し、段階的な事業費の削減とする</p>	
<p>5 部局調整枠 (配分予算枠に従い、各部局が主体的に調整する経費)</p>	
<p>(1)一般施策経費 ・平成18年度の一般財源総額を、平成16年度の概ね50%に削減 ・島根県総合計画に係る70施策の優先順位付けに基づき、各部局に予算枠を傾斜配分 ・各部局において予算枠配分の考え方を踏まえ、配分予算枠を限度に予算編成 ・奨励的県単独補助金を平成17年度予算編成においてゼロベースで見直し。必要なものは再構築して予算化</p>	<p>うち 100億円程度</p>
<p>(2)経常経費等 ・平成18年度の一般財源総額を、平成16年度の概ね90%に削減 ・既存の公の施設については、譲渡・廃止・休止を含めて見直し。また、指定管理者制度の導入により経費を削減</p>	

項 目	収支改善目標額 概 数
<p>6 義務的経費等</p> <p>(1) 扶助費 県単独扶助費については、制度を見直し</p> <p>(2) 特別会計 企業会計繰出金 経営の合理化・効率化を図るとともに、一般会計からの負担のあり方を見直し</p> <p>(3) その他の経費についても精査</p> <p>7 執行段階での節減努力</p>	<p>うち 30億円程度</p> <p>（県単独施策の廃止・縮減か、超過課税による増収かを選択）</p> <p>うち 50億円程度</p>
<p><u>財源の確保</u></p> <p>1 県税収入の確保</p> <p>(1) 課税自主権の活用 核燃料税の更新、産業廃棄物減量税・水と緑の森づくり税（仮称）の導入 超過課税の検討 (県単独施策との選択により、最大50億円程度を想定)</p> <p>(2) その他 経済活性化による増収 減免基準のさらなる見直し 滞納額の縮減</p> <p>2 受益者負担の適正化 使用料・手数料、分担金・負担金の見直し (職員宿舍、職員駐車場、県営住宅駐車場、公の施設など) 各種事業に係る受益者負担の導入</p> <p>3 その他 県有財産の売却促進、短期的貸付 宝くじの販売促進</p>	<p>10億円程度 （～60億円程度）</p>

